

## 第2回 伝茨田堤調査研究指導委員会 会議録

日時：平成25年3月28日（木）午後1時30分～3時

場所：市立歴史資料館多目的室

出席者（指導委員）：堀江委員長、藤本委員

（オブザーバー）：井西大阪府教育委員会事務局文化財保護課副主査

（事務局）：脊戸課長、藤川課長補佐、宇治原副参事、常松学芸員

### 会議次第

案件1…伝茨田堤発掘調査について

案件2…茨田堤関係資料について

案件3…平成25年度事業について

藤川課長補佐：

定刻となりましたので、第2回伝茨田堤調査研究指導委員会を開催いたします。

はじめにお手元の資料の確認をお願いします。まず、議事次第です。次に、資料1「伝茨田堤発掘調査について」です。次に資料2「大阪近傍図」です。次に資料3「伝茨田堤発掘調査報告書作成業務行程表」「25年度歴史遺産整備事業スケジュール」です。また、冊子の資料といたしまして『宮野遺跡発掘調査概要』をお配りいたしております。

お手元にない資料がございましたら、お伝えいただきますようお願いいたします。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

次に、本日は委員全員に出席いただいておりますので、委員会が成立していることを確認させていただきます。

また、本日は大阪府教育委員会事務局文化財保護課から井西貴子 副主査がオブザーバーとして出席いただいております。

それでは、この後の進行を委員長にお願いいたします。委員長、よろしく願い申し上げます。

委員長：

こんにちは。お忙しい中ご苦勞様でございます。本日、第2回となりました委員会ですが、たくさんの資料があると思います。事務局の方では適切にご説明いただいて、ご議論をいただく時間を有効にとっていただければと思っております。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

会議は、公開を原則といたします。ただし、非公開が適当と認められる場合は、会議に諮って、当該会議の全部又は一部を公開しない場合があります。それでは、本日は案件が3つございます。伝茨田堤発掘調査について、茨田堤関係資料について、平成25年度予算

についてでございます。まず案件1の「伝茨田堤発掘調査について」事務局から説明をよろしく申し上げます。

宇治原副参事：

案件1、伝茨田堤発掘調査について

伝茨田堤は大阪府門真市宮野町175-23、183-3に所在する現状で東西約100m、高さ1m余りの堤防状の高まりが一部で残存する遺構で、『古事記』・『日本書紀』に記述が残るわが国最古の堤防「茨田堤」の伝承地として、昭和49・58年に542.97㎡が大阪府の史跡指定を受け、東側と西側の平坦地となっている部分が公園として利用されていますが、当該地におきましては、これまで埋蔵文化財の発掘調査等調査が実施されたことはありませんでした。

周辺の発掘調査としては、昭和55年6月から7月にかけて当該地の南に接するところで、マンションの建設工事に伴い、大阪府教育委員会が発掘調査を実施した例(本日の資料：宮野遺跡発掘調査概要)があり、注目される調査であります。伝茨田堤の遺構に直接発掘調査が及んでいるのか明らかでなく、遺構など伝茨田堤との関連が不明なところがありました。

門真市教育委員会では、平成24年度から歴史遺産整備事業を実施することになり、伝茨田堤の今後の保存・整備・活用にむけての基礎資料を得る目的で、府へ平成24年11月2日付で史跡の現状変更申請を提出し、平成24年11月12日に現状変更の許可があり、史跡指定地内に3ヶ所のトレンチを設定し、発掘調査を実施することになりました。

発掘調査は平成24年11月27日(火)から同年12月21日(金)まで。すべて人力掘削により実施し、史跡の保存・整備・活用に必要な資料の収集に努めました。

最終的な調査の面積は、第1トレンチは1×7.5mの7.5㎡、第2トレンチは2.2×5+1.5×4mの17.0㎡、第3トレンチは、2×3.5mの7.0㎡で合計31.5㎡を調査しました。

発掘調査中の12月1日(土)午前10時30分から午後3時30分まで現地見学会を実施したところ、他府県を含む70人の市民等が見学にみえました。

12月10日(月)に府立狭山池博物館工楽善通館長・小山田宏一学芸員、12月13日(木)に地震考古学研究者の寒川旭氏が来場され、貴重な助言を賜りました。

12月14日(金)から府教委文化財保護課の指導を受け、第2・第3トレンチの拡張調査を実施し、拡張前に得られた断面実測図を基に地層毎の掘削を行い、地層毎に遺物の採集、新たな実測図の作成、土壌のサンプル採集を行いました。

12月21日(金)に現地調査を終了し、12月26日(水)に埋め戻しを完了し撤収しました。

次に発掘調査を実施した各トレンチについて説明します。

第1トレンチ (第1トレンチ断面図をご覧ください)

第1トレンチを設定したところは現状では、東西約15m、南北約8mの金網フェンスで囲われた平坦地で、北側道路より約0.4m高くなっています。

指定地の 東端から 5 m の位置に幅 1 m のトレンチを遺構に直交するよう設定し、南北方向に長さ 7.5 m、深さ 1.6 m を人力により掘削を行いました。表土直下にはアスファルトが舗装された状態で確認され、アスファルトの直下で得られた陶器の年号から昭和 38 年以降に舗装されたようです。

トレンチ南端の攪乱を除き、地山の直上から全体に砂混じりの土に粘土ブロックが混入するよく締まった土で積み上げられた地層が確認されました。

トレンチの北側では第 15～19 層まで約 1.3 m の厚さでほぼ平行に堆積がみられますが、トレンチの中央付近から南では南に傾斜する斜面に土を貼り付けた状況が確認でき、遺構の法面と考えられます。

遺物は、ほぼ各層から須恵器・土師器・瓦器等、古墳時代～中世の土器が出土しましたが、地山直上の第 19 層で瓦器椀が出土しています。

#### 第 2 トレンチ (第 2 トレンチ断面図をご覧ください)

第 2 トレンチを設定したところの現状は、東西約 30 m、南北約 9 m の範囲で、西で堤根神社に接し、北側の道路より 1 m 余り高くなっており、道路との境界には高さ 1 m のコンクリート製の土留めがされています。域内には幹周りが 4 m を超えるクスノキが 2 本と 3 m を超えるエノキの巨木が繁っています。

トレンチは指定地の東端から西へ 27 m 付近に遺構に直交する形で、南北方向に幅 2.2 m (中央付近) と 1.5 m の幅で設定し、長さ 9 m、深さは最大 2.6 m を人力で掘削しました。

トレンチの北側約 2.5 m と南側 4 m の範囲で土取跡とみられる攪乱がありましたが、安全上、攪乱の底までは掘削できませんでした。

第 3 層から第 12 層あたりまでは比較的緩く堆積した状況となっており、噴砂とみられる亀裂が確認され、地層にずれと不連続な部分がみられました。

第 14 層以下は比較的よく締まり、水分が少ない粒子の細かい砂や砂混じり粘土の堆積となり、第 16・17 層から溝状の遺構が確認されています。

遺物は、ほぼ各層から須恵器・土師器・瓦器等、古墳～中世の土器が出土し、地山の第 27 層直上辺りから瓦器椀が出土しました。

#### 第 3 トレンチ (第 3 トレンチ断面図をご覧ください)

第 3 トレンチを設定したところの現状は、東西約 34 m、南北約 4 m の金網フェンスで囲われた部分で、東の堤根神社に接するところから西へ約 10 m の範囲は 1 m 程度高くなっていますが、他は北側道路面とほぼ同じ高さとなっています。

トレンチは指定地の西端に近い平坦な部分に幅 2 m で遺構に直交するよう設定し、南北方向に長さ 3.5 m、深さ 1.9 m を人力による掘削を行いました。

表土は遺構を削った土を盛ったと考えられ、塩ビ管の埋設や現代の遺物が混入していました。

トレンチ全体に粘土の堆積が見られ、よく締まった状態で積み上げた地層が確認されるが、地山直上に水田状落込み及び畦畔状に土を盛り上げた遺構が形成されており、堤防遺

構はその上に土を積み上げた状況で確認されました。

遺物は、ほぼ各層から須恵器・土師器・瓦器等、古墳～中世の土器が出土しましたが、水田状落込み最下層の第13層で瓦器椀が確認され、畦畔状の遺構から土師器の細片が出土しました。

3本のトレンチそれぞれから土を積み上げた堤防とみられる遺構が確認されました。第1、第3トレンチは遺構の上部が北側道路とほぼ同じ高さまで現代に削平されたと考えられ、第2トレンチは北側道路より約1m高い状況で中世の堤防遺構が残存していましたが、遺構の北側と南側で大きく現代に土取りされている状況が確認されました。

第1トレンチは地山から土を盛り上げた中世とみられる堤防の遺構が確認され、トレンチの南の部分で堤防の斜面とみられる傾斜が認められました。

第2トレンチは現在も約1mの高さで盛り上がっている遺構が中世に築かれ、地震の影響があるものの、現在まで残存し、中世の溝状の遺構の上に土を積み上げて堤防を築いている状況が確認されました。

第3トレンチは地山直上に中世と考えられる水田状の遺構があり、遺構の上に古墳時代～中世の土器を含んだ土を積み上げ堤防遺構を築いている状況が確認されました。

今回の発掘調査では、「茨田堤」が築かれ記録に現れる時期の古墳～平安時代の古代の堤防遺構は確認できませんでしたが、第1～第3トレンチから中世の築堤と考えられる堤防状の遺構が確認され、史跡指定地内に連続していると思われます。出土した土器からは遺構の年代が中世より新しくなるものは認められなかったように思います。

第2トレンチの第14層より上部の遺構の堆積状況が緩くなっていることについては、慶長の伏見地震(1596年)による噴砂で地層が引き裂かれたことが確認されたことから、地震による液状化と噴砂により土を積み上げた遺構が崩れ、緩くなったものと考えられます。

遺構を構成する土壌は細粒の砂混じりのシルトや粘土であり、伝茨田堤周辺を含む門真市域でみられる水分を多く含む粘土や砂の土壌とは異なることから、伝茨田堤の遺構を構成する土壌は、古川につながる水系流域で採取され、舟等で運ばれ築堤に供された可能性があります。また出土した土器は古墳時代から中世の土器が認められますが、細片で摩耗が認められるものもあることから、当該地で使用していたものばかりではなく、他所で採取された土に含まれていた土器もあるものと考えられます。

発掘調査結果からは、堤防状の遺構は中世に築かれて以来、大きな補修もなく現代に伝えられたと考えられますが、遺構の広がる範囲や先行する堤防遺構が存在しなかったか、慎重に調査を進めていく必要があります。

本日は、発掘調査で出土した土器を用意してございます。遺物の表からご覧になりたい土器がございましたら申しつけてください。以上でございます。

(資料) 門真市教育委員会『宮野遺跡発掘調査概要』1982

委員長：

説明は終わりました。何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

委員長：

結果的にトレンチ3本入れて、地山直上が中世いうことで。なかなか思ったような結果は得られていないのですが、それ以前のは改修されているということはないですか。

宇治原副参事

調査結果だけではわかりませんでした。

委員長

茨田堤というのは『続日本紀』等によると奈良時代に結構改修したり修理している、奈良時代の遺物というのは出てないですか。

宇治原副参事：

奈良時代の遺物は出ておりますが、少ないです。

委員：

須恵器で5世紀代までいくものはありますか。

宇治原副参事：

5世紀代にいくものもございます、5・6世紀代の須恵器が出ています。調査で出土しております中世の土器は、これからまだ精査が必要ですが、だいたい12・13世紀までに収まるのではないかとみられます。本日の資料の『宮野遺跡発掘調査概要』では室町時代の遺物が出ているのですが、今回の調査では、室町時代の遺物が出ていないと思います。

委員：

市史の方で今まで確認している茨田堤の修理の記録はいつの時代まであるのですか。

宇治原副参事：

平安時代までであったと思います。

委員：

それ以降は出てこない。

宇治原副参事：

出てこなかったと思います。

委員：

各トレンチで古墳時代の遺物がわりとまとまっている層はないですか。

宇治原副参事：

古墳時代の土器だけで構成される地層はなかったかと思います。

委員：

比率として古墳時代は

宇治原副参事：

比率といたしましては、第3トレンチの遺物は比較的古墳時代の遺物が多く含まれております。

委員：

例えば地山の上の13層ですか、ここからは中世の資料が出ているのですか。

宇治原副参事：

13層につきましては、細かい土師器の破片が出ている程度で時期が特定できるような資料は出土していません。ただ12層・13層あたりは水田と畦畔というような水田の落ち込みと畦のような高まりというような遺構と認識しています。図面でいいますと左側の落ち込みが水田の遺構と考えておりまして、その一番底の12層から瓦器碗が出土しています。そして右側の盛り上がった部分が畦畔というように、セットとして考えられるので、13層が古墳時代の遺構に持っていけないんじゃないかと思います。

井西副主査：

まとめの所でまず「土を積み上げた堤防とみられる遺構」というのが最初に来るかと思うのですが、今委員の先生方が問題にされている元の堤があったのかどうかを含めた議論のなかで、これを「土を積み上げた堤防」というふうに言い切られている根拠はどこですか。1も2も3も「土を積み上げた堤防」とあり、この「堤防」という言葉をあえてここで出されているが、堀江委員からご指摘があったように「全体が決壊して流れているのではないか」ということを踏まえてですね、ここを例えばこれは明らかにブロック土が盛土だったことが堤防とされている根拠なんだという事がわかるような、何を根拠として「堤防」と呼ばれているのか、堤防の土と考えておられるのを1、2、3トレンチの層で教えていただいてもいいですか。

宇治原副参事：

堤防の層と考えていますのは、各トレンチの断面図で網をかけていない層です。

井西：

全体が堤防ということですか。

宇治原副参事：

そのように考えています。中世ではありますが、土を積み上げた遺構が連続して残存し、現在まで北を流れる古川の旧堤防の形を保ってきたということで、堤防でいいと考えますが。

井西副主査：

第1トレンチと第2、第3トレンチとの層の関係はどうですか。

宇治原副参事：

ほぼ同時期に土を積み上げた遺構ですが、ブロックが混じっておりますので、層が連続するような積まれ方をしていないとは考えておりません。

井西副主査：

第3トレンチには畦畔とみられる遺構がありますが、ここでの盛り土は。

宇治原副参事：

9層から盛り土と考えられます。また、土は粘土質で古墳時代の遺物を含む比率も高いので、別の土で盛ったと考えています。2と1トレンチも同様に同じ土が連続して盛られているようには考えにくいです。

委員長：

トレンチが離れているから、各トレンチの層と整合するかどうかはなかなか難しい。ブロック状に積んでいたら、全然違うかもわからない。

委員：

盛り土とは断定しにくいとは思いますが、自然堆積層とはいえないという判断はできると思います。

井西副主査：

第2トレンチの16・17層に遺構が切り込んでいますので、この時期の地面と考えられま

す。盛り土としてもそれより上と考えられ、下まで全部が盛り土とは考えにくい。

委員長：

16・17 層の遺構は堤の上の遺構と考えてもいい。狭い範囲の調査で、なかなか結論は出せないでしょうけども、可能性は残しておいた方がいい。

委員長：

他にご意見等ございませんでしょうか。続いて、案件 2「茨田堤関係資料について」であります。事務局、説明をお願いします。

宇治原副参事：

茨田堤関係資料といたしましては、

資料 2「大阪近傍図」がございます。この地図は大日本帝国陸地測量部が明治 20 年に 2 万分の 1、5 枚組で発行したもので、門真市域は 4 分割になっていたため、貼り合わせて 1 枚にしたものがございます。

伝茨田堤は微高地として表現されており、門真市史第一巻では囲い堤防の一部として取り上げられています。

現状では、西は常称寺町 12 番まで高まりが確認できます。東は指定部分から先は削平されたようですが、朝日町との境界の水路の堤防として高まりが残存しています。寝屋川市域では伝茨田堤に連なる堤防状の高まりを特定することはできませんでした。

その他、伝茨田堤関連の絵図等の資料は寝屋川市に問い合わせましたが、現段階では確認できませんでした。

委員長：

説明が終わりました。なにか、質問などはございませんでしょうか。

この図面が今の伝茨田堤を示したものですか。位置的にはこういう形。

宇治原副参事：

マーカーで示しているところが多分伝茨田堤が連続しているところです。

委員長：

少し離れてマーカーで塗っているところは、新しく絵図とかが出てきた場所ですか。

宇治原副参事：

新しく絵図等の確認はされておきませんが、現地を歩いてみると、伝茨田堤の遺構のすぐ東側から削平されて高まりは確認できませんが、道路の東側を並行するような形で北上



していたとみられ、東から西へ流れる水路に一部残存する堤防という形で残っているのだろうと思い、塗らせていただきました。そこより東につきましては住宅等の開発で確認できませんでした。

委員長：

前の会議で絵図が出てきたというのはどこなのですか。

常松学芸員：

絵図に対応するのは、ピンクのマーカーで比較的長く塗られている部分です。

委員長：

結局、その結果から最後纏めていただいておりますが、堤防状の遺構は中世以降に築かれて、大きな補修もなく現代に伝えられていると考えられるとしているが、結局それ以前はどうなのでしょう。

宇治原副参事：

いきなりこのようなしっかりした堤防が、中世に突如築堤されるのかという事にはずつと疑問をもっているのですが。

委員：

12世紀の後半くらいになると、割と全国的に、大和なんかでも条理が中世条理に大きく改変される時期であり、土木工事等が盛んに行われる時期です。ですから一概にそれだけで、その前段階にその堤があり、それを踏襲して築いた堤であるというのは、なかなか難しいのではないかと思います。そういうことをいうと元も子もありません。もう一つ、地形図に表わされている堤の痕跡ですが、この前拝見した近世絵図にも土居状に高まっていた所なのではないでしょうか。それと対応しているのでしょうか。土居状というか。

常松学芸員：

近世絵図とこの地図の現状とはほぼ一致する形となっております。少なくとも近世の天保十四年、それから明治初年、中期までにはこの堤防が現存し、かなりはっきりした形で、しかも距離も長い形であるのは明確であるといえます。

委員：

それはいえると思えるのですが、中世の段階、近世の絵図に描かれている段階、今回宇治原さんが踏査で確認されて、それらしい高まりが確認できるという現代の状況。そういう段階を追ったその時期に関しては確認できるのかなど。堤防状のものがここにあった

ということが確認できると思うのですが。今回発掘調査の成果でどれだけ遡らせることが出来るのかがすごく問題であると思われませんが、今回の土層図を拝見する限り、遡らせる事はなかなか難しいと思うのですが。もちろん古墳時代の須恵器が入っていることは確認できるのですけれど、もしかすると、今の宇治原さんの話だと、中世段階で修築されたということになり、それ以前に築かれた可能性も考えられますかね。

委員長：

図面で見ると、北東から流れてものを堤防で西に流していますものね、そのための堤防なので、どうしても必要なんでしょうね。南側を守るといふか、堤防で西側に流すというのが必要であったんでしょうね。北から流れて来たものがしょっちゅう（堤防を）押し流していた可能性があるといえる、位置からいえば。

大水が流れて来たら完全に南に突っ切ってしまうという、位置的にそのような形。おそらく一度決壊しすべて流されてしまう状況であるかもしれない。それで（堤防の）下の方は残らなかったとも解釈できる、あえてするならそのような。部分的にそのような場所だったんでしょうね。この堤防、西へ振るといふことはこの下には大事な大きな村、野口村とかあったのでしょうか。

宇治原副参事：

近世以降野口村はありました。横地村には横地遺跡というものがありますが、遺跡からはあまり大きな集落ではないようです。門真の遺跡は現状の京阪電車が通っている所から北側に集中しており（土地が）高くなっている。南の方は昔から湿地が広がっていたこともあり、遺跡が比較的少なく、古い時代の遺跡は少なく、大体中世以降、強いていけば現在の三ツ島で弥生時代のものではないかといわれている「くり舟」が発掘されているくらいで、その他に古代まで遡るような遺跡はこのあたり（南側）には見つかっていません。

委員長：

この部分だけですものね、西へ流れてあとは南へずっと流れている。堤防を造ることによって、南側で新田開発ができるかもわからない。少なくとも淀川本流ではなく、東へ裾送りした。流れて来た水を堤防で制御する。結論としては資料に書いているように、「遺構の広がる範囲や先行する堤防以降が存在しなかったか、慎重に調査を進めていく必要があります」ということですか。

続いて、案件3「平成25年度事業について」であります。

事務局、説明をお願いします。

宇治原副参事：

案件3についてご説明いたします。25年度歴史遺産整備事業スケジュールをご覧ください

い。平成 25 年度事業といたしましては、先ほどご説明いたしました伝茨田堤の発掘調査の遺物整理・報告書発行を考えております。次に文化財説明板の設置がございます。これは「伝茨田堤」をはじめ、「薫蓋クス」「葎島のくす」等 9ヶ所に 26 年 3 月設置を考えております。次に伝茨田堤フェンス等の修繕で老朽化した金網フェンスの修繕とバリカーの錆止め塗装をするものです。26 年 3 月頃修繕を考えております。次に歴史街道資料収集としまして、旧街道を地図上に復元し、写真や絵図等の資料収集をし、歴史ウォーキングの資料や 27 年度制作予定の CG 等に活用したいと考えております。歴史遺産整備事業ではございませんが、伝茨田堤樹木管理業務委託（高所作業車を使い樹木の剪定を行う）を 6 月頃に実施したいと考えております。以上でございます。

委員長：

今の件について何か質問はございませんか

委員：

樹ですけれども、根が張って行って地下を損なわないんですかね。

宇治原副参事：

遺構が傷むということですか、今後も成長していきますので、根は張っていくだろうと。

委員：

その辺どうなのかなと思って、今の段階では中世のそういう状況は何とか維持しているようなので、それがまた、自然のことなので難しいと思うのですが、その辺どのようにお考えですか。

宇治原副参事：

木の根が張って遺構が壊れるのではないかと心配はあるのですが、現状でクスノキ等の巨木があるということが、史跡の構成要素といいますか、単なる土の高まりのみの遺構ではなく、古木・巨樹があるということで、見学者に古い遺構だと感じていただけることで効果はあるのかと。地元の方も大事に思っておられる方がいらっしゃるので、3年に1度剪定作業はするのですが、あの木を伐ってしまうとなると、ちょっと。

委員：

そんなことは絶対ないと思うんですけども。どのようにしていくのがベターなのかなと思うところがあって、特にこの堤の場合は、何かこの形のある遺構が下にあるのではなくて、多分わかりにくいと思うのですね、根が張ってきて、遺構を侵食していくようになったとしても、その辺すごく今後も保存されていく上で難しいのかなという心配があって、

明らかな遺構が、埋まっているということであれば、壊れた壊れてないことを確認することが可能だとおもうんですけど、こういう場合って、どういうふうに護っていくことになるのかなということがあるので、質問させていただいたのですけれど。

井西副主査：

今の公園部分は史跡公園ですか。

宇治原副参事：

史跡公園という位置づけではありません。

井西副主査：

管理はどこが。

宇治原副参事：

門真市教育委員会で管理しています。

井西副主査：

今史跡を公園として管理しているのが、島本町の桜井駅跡のほかいくつかあるのですけれども、桜井駅跡はクスノキが重要な構成要素という形で取り入れられています。あれはJR島本駅沿いですので、かなり大幅に剪定をおこなうことで、非常に町民から非難が来ているということで、謝っているところで、管理する側と安全ということと、あと遺構の保護ということで、いくつかそういうことが問題になっているところがあるのですけれど、この場合は、今の段階では盛土の中に根を張っておりますし、本来クスの生えているところは入れないですよ。

宇治原副参事：

入れないようになっています。

井西副主査：

入ってないですよ、整備をされる時に入られるということであれば、また別かもしませんが、今の状況だとクスにとってもすくすくと成長し、遺構にとってもまああまり問題がない状況ではあると思います。これから整備するところは、根を張らない樹木を植えるということを基本として、整備には入っていますが、例えばこれを伐るとなると、金額的にも難しいのと、市民感情が難しい。で、伐れたとしても、根の下のところまで切ってしまうと根を腐らすという方法を取ることは可能ではありますが、現実的には難しいと思いますね。

委員：

いや伐る必要はもちろんないと思うのですが、樹と堤防状遺構がセットで遺跡という状態なので、今後どういうふうに保存していく上で、どういうふうにそれを考えていらっしゃるのかなというような。

井西副主査：

あまり剪定をしてしまうと、逆にいうと根が張りますので、それは上と下とのバランスよく、枝張りがそのまま根の範囲になりますので、できるだけ遺構を壊さないような状況で管理していくしかありません。

委員長：

スケジュールのことで、今後史跡の周知と活用を図っていくことは大事なことなので、是非お願いしたいと思うので。

井西副主査：

市のほうでこれから案文を作られたときに少なくとも委員の先生に、メールなりで連絡いただいて、ある程度ご意見を持った状態に来ていただけるようにスケジュールの調整は早い段階でしていただけたらいいと思います。

委員長：

公開とか活用の中で、どういったものができるか、いろいろ考えることが必要だと思うんですけど説明板だけ付け替えたらいいいというものではないでしょうね。フェンスも今の状況ではなかなか中へ入れない状況だし、どのような形で公開していくか、活用していくか、入っていつてもらおうか、機会は多い方がいいんでしょうけどね。どういった方法があるのか、そういったこともいろいろ考えていった方がいいんじゃないかなとは思いますが。発掘調査の現地説明ですか、出来るだけ広く知らせて…、広報で知らせたのですか。

宇治原副参事：

広報です

委員長：

出来るだけ広く、数多くね、何回も周知させる、あるいは、活用していくとなると地元というかね、地元からの盛り上がりも必要になってくるでしょうし。考えることはいろいろと多いと思います。

委員：

市民の方は茨田堤に関して、よくご存じなのですか。

宇治原副参事：

小学校の社会見学は必ずといっていいほど茨田堤は見学コースに入っています。

委員：

小学生とか中学生向けに市内の遺跡とか文化財とかの簡単なパンフレットみたいなものは配布とかされているのですか。

宇治原副参事：

子ども向けの遺跡見学用のパンフは用意していませんが、民具や歴史に関心を持ってもらえるようなパンフを用意しています。

委員：

一般によく行われているのは、市が小中学校向けにパンフレットを作って、学校に配って、地域の授業の中に取り入れてもらう、そういうことで小さなときからわりと小さなときから文化財に対する愛着を持たせていく、そういうことがよく行われているような気がするのですけれども。そういうことがあって、こういう史跡は、私たちのようなものがすごく重要で、大切だといってもそれほど盛り上がらないし、市や府が護りますと熱心にしても伝わらないし、官民学が協調して盛り上げていって初めて事業が継続していくもので、今回こういう委員会が開かれているということで、市役所とか教育委員会の姿勢は評価できると思うのですけど。それにプラス地元の方の協力というのも、今後必要かなと思いました。

委員長：

なかなか伝茨田堤は場所も狭く、具体的にどのように整備したらいいのか、なかなか非常に難しいと思うのですね、とりあえずは説明板とか、CGで復元する。CGはこの資料館で活用するという形ですか。

宇治原副参事：

CGは歴史資料館や生涯学習施設等で活用したいと考えています。

委員長：

フェンスの中は、自由には入れないのですか。

宇治原副参事：

第2トレンチのあった巨樹が茂り、高まりが残っている部分は普段は入れませんが、他は自由に入れます。第3トレンチがあったところは桜がきれいなので結構楽しんでおられます。

委員長：

その他何かございませんか。ないようでしたら本日の委員会は以上をもって終了させていただきます。